

令和5年8月吉日

介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院

施設長各位

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

介護現場での自立支援促進に係る取組に関する調査 ご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。また、昨年度におきましては、「介護現場での自立支援促進に係る取組に関する調査」にご協力いただきましたおかげ様で、貴重なご意見を多数頂戴することができました。回答にご協力いただきました皆様におきましては、重ねて御礼申し上げます。

さて、弊社では令和5年度老人保健健康増進等事業*の国庫補助を受け、「介護現場での自立支援促進に係る調査研究事業」を実施しており、その一環として標記アンケート調査を実施することとなりました。※<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/health-promotion-business2024.html>

昨年度は、自立支援に係る施設の取組内容や効果・成果、職員のやりがい等に着眼して調査を実施しましたが、今年度は、利用者ごとに実施されている自立支援に係る取組や、その実施体制を把握することを目的として、調査を実施いたします。

調査結果は調査目的以外に使用されることはありません。また、回答いただいた内容は統計的に処理され、回答施設や個人が特定されることはございません。

ご多用の折大変恐れ入りますが、下記のとおり本調査へのご協力を賜りたくお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら下記「6. 問合せ先」までご連絡を賜れますと幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 調査名：介護現場での自立支援促進に係る取組に関する調査
2. 調査対象：自立支援促進加算の算定施設（悉皆）
3. 調査の構成：①施設調査票、②利用者調査票の2つの調査票から構成されます。
4. 回答期限：令和5年9月8日（金）までに投函ください。
5. 回答方法：次ページの「実施要領」をご参照ください。
6. 問合せ先：PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1

E-mail r5jiritsu@cz-wee.com

※問合せ・調査票の受付は、株式会社シーズに委託して受け付けます。

7. 担当部局：厚生労働省老健局老人保健課

以上

実施要領

1. 調査の概要

- 本調査は2つの調査票から構成されます。
- 調査ごとの主な調査内容、ご回答者等は以下のとおりです。

① 施設調査票

- ・主な調査内容: 自立支援の質確保に向けた施設全体での取組や現場で活用している指標等
- ・ご回答者: 自立支援促進加算に係る取組について把握・管理されているご担当者ご責任者様

② 利用者調査票

- ・主な調査内容: 入居者の状態像、ケアの内容や改善状況等
- ・ご回答者: 貴施設の入居者(最大2名) ※入居者本人ではなく、担当職員の方がご回答ください
- ・対象者の選定方法: 以下の条件に該当する入居者を最大2名お選びください

●以下の3つの条件を満たす方をお選びください

- ①自立支援促進算定の対象
- ②貴施設を6カ月(介護老人保健施設は3カ月)以上利用している
- ③以下のいずれかの改善が見られている
 - ✓ IADLの改善
 - ✓ 廃用性機能障害や誤嚥性肺炎、摂食嚥下機能の改善
 - ✓ おむつ使用ありから使用なしへの改善
 - ✓ 日常生活の自立度(障害高齢者の日常生活自立度/認知症高齢者の日常生活自立度)の改善
 - ✓ 基本動作(寝起き、立ち上がり、座位の保持、立ち上がり、立位の保持)、ADLの改善
 - ✓ 入居者本人の活気(活動や笑顔等)の向上、本人・家族の満足度の向上 等

●なお、可能な限り、要介護者や性別が偏らないように選定ください

2. 提出方法

- 回答済みの調査票は、施設調査票と利用者調査票をまとめて返信用封筒(切手不要: 角2)に封入の上ご返送ください。

3. 回答に当たっての留意事項

- 本調査では、自立支援促進の取組についてお伺いするものです。自立支援促進加算の趣旨におきましては、別紙をご参照ください。当該内容を踏まえた上でご回答をお願い申し上げます。

4. 回答期限・提出先

- 回答期限は施設調査票、利用者調査票ともに **令和5年9月8日(金)**です。

【提出先(問合せ先)】 PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1

E-mail r5jiritsu@cz-wee.com

※問合せ・調査票の受付は、株式会社シーズに委託して受け付けます。

令和3年度老人保健健康増進等事業

「介護現場での自立支援促進に資するマニュアル作成事業」

介護現場での自立支援に関する取組事例にみるポイントより抜粋

(URL : <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/health-promotion-business2022.html>)

1. 自立支援促進加算の趣旨・目的

1

自立支援促進加算の趣旨・目的

1) 自立支援促進加算創設の趣旨

- 自立支援促進加算は、2025年から2040年を見据えた令和3年度介護報酬改定において、近未来のケアのあるべき姿を実現するための象徴的な加算として導入された。介護保険の目的である「尊厳の保持」と「自立支援」に資する取組を根幹としており、将来的に全ての介護事業所が取り組むことが期待されて創設された。
- 我が国において、寝たきりや不活発等に伴う廃用性機能障害に要する医療・介護の費用やマンパワーは計り知れなく消費されているが、廃用性機能障害は十分に回復が期待出来るものであり、重度化防止に資する取組も多く、廃用性機能障害の防止は不可欠となっている。一方で、麻痺等による固定した機能障害に対しては、障害があってもADLのみならずIADLを高め、社会参加につなげていくことが極めて重要である。
- 自立支援促進加算における支援計画の着眼点は、「尊厳の保持」、「本人を尊重する個別ケア」、「寝たきり防止」、「自立生活の支援」の4項目である。即ち、人生の最期まで尊厳を保障し、集団の流れ作業からの脱却、寝たきりの撲滅、さらには、自立した生活を支援していくことを主眼としている。
- 中重度要介護者においても、リハビリテーションや入浴ケア等以外の日中の大半の時間をベッド上で寝たきりで過ごす状況では、ADLやQOLの向上を望むことは出来ず、ベッド離床時間や座位保持時間が長い程、ADLが改善することも示されており、日中の過ごし方が予後を左右する因子となる。また、ベッドを離床することが目的ではなく、ベッドを離床して何を行うかが重要であり、本人の生きがいを支援し、生活の質を高めていく視点を念頭において取り組むことが求められている。
- 食事は、一般の生活では車椅子ではなく、普通の椅子に座って行うものであり、前かがみ姿勢で摂取するため、椅子とテーブルの高さを本人の体格に合わせる事が大切である。木製の家具は、椅子やテーブルの足を切って高さを調整可能な場合もあり工夫が可能である。また、入所者が集団的に一斉に食事をする時間を設定せず、本人の長年の生活習慣を尊重した食事時間や起床時間に即したケアも存在するため、個々に応じた対応も推奨されている。施設の生活においても、好きな食べ物や調味料の嗜好等による満足感を高め、長年使用している慣れ親しんだ茶碗や箸を持ちこんで使用すること、季節や行事に因んだ食事の提供や誕生日の当日に誕生日食を提供することも喜ばれる取組となる。

- 排泄は、本来トイレで行うものであり、介助によりトイレで行える場合も多く、また、「おむつの卒業」の実践も数多く蓄積されてきており、尊厳への配慮から、例えば、多床室におけるポータブルトイレの使用は慎むべきものである。また、生理的な排便のタイミングや膀胱内の残尿量を想定した個々に応じた排泄リズムへの対応によるケアを提供することにより、本来の人としての「排泄」が支援出来るものとなる。
- 入浴は、本来毎日行うものであり、現行の「1週間に2回以上の入浴を行う」ことの基準下において、入所者全員の入浴回数が一律2回である場合は、現場の職員の配置状況を勘案しつつ、希望に応じて少しでも入浴回数を増やすことが出来るのかどうか、考えてみる事が大切である。日本人の入浴は、肩まで気持ちよくお湯に浸かって心も体も癒される習慣に基づいており、機械浴槽を使用する入浴ケアは尊厳の配慮にも欠けることもあり、重度要介護者においても個浴による入浴ケアの取り組みが増加している。また、マンツーマン入浴ケアとは、担当の職員が居室まで迎えに行き、浴室へお連れし、脱衣、洗身、着衣等の一連の行為を介助し、居室まで送り届けるケアであり、利用者の搬送・脱衣所・洗身等の担当制による集団的流れ作業とは一線を画すものである。なお、重度要介護者に対しても、職員1人で個浴介助を行う技術も確立しているが、安全な入浴ケアを行うためには、入浴委員会の設置、マニュアルの整備、研修の実施等の組織的な取組による職員一人一人の介護技術の習得が欠かせない。
- 日中の過ごし方については、本人のニーズを踏まえ、願いや希望を叶える視点が重要である。普通の生活では、起床後着替えを行い、利用者や職員、家族や来訪者とコミュニケーションをとり、趣味活動に興じたり、本人の希望による外出や地域の社会資源の利用をしたりするものである。その際、本人の意思に基づく日中の過ごし方の支援が重要となり、その本人の意思に基づいた場面を引き出し、つなげていくことによって生活が構築されることとなる。例えば、認知症の利用者においても、進行に応じて、出来る生活行為(IADL)で社会参加することが本人の暮らしの支援につながる。また、居場所づくりとは、利用者の居室について、本人の愛着ある物、例えば、長年使っている仏壇や家具、ご家族の写真等を持ち込むことにより、本人の心の落ち着く環境をつくることであり、特に、認知症の利用者には有効な取組となる。
- 医療や介護現場でおむつや機械浴槽などの過去の生活にないことを極力排除し、普通の生活をどこまで実現できるかを心がけてきた。
- 誰も人生の最期まで自分らしく生き生きと暮らしたいと願われている。例えば、ある日突然、脳卒中を発症し、不幸にして意識障害や要介護状態になられる。好き好んで、病をきたし、車椅子や寝たきりの生活となっている方はいらっしゃるはずもなく、食事、入浴、トイレなど身の周りのことを他人に頼まないとできない状態は耐えがたいことである。病を来す前は、仕事に精を出していたり、家族との団欒を楽しまれていたりしていたはずである。本人の生きがいや人生で大切にされていたことに想いを馳せて、尊厳の保持と自立支援を実現することが自立支援促進加算の目的なのである。